市会議案第４２号

地方自治を尊重し、辺野古新基地建設を強行しないよう求める意見書

上記の議案を提出する。

平成２７年１２月２４日提出

吹田市議会議員　竹村　博之

同　柿原　真生

同　山根　建人

同　倉沢　恵

同　塩見みゆき

同　玉井美樹子

同　上垣　優子

地方自治を尊重し、辺野古新基地建設を強行しないよう求める意見書（案）

日本全土の０．６％の面積しかない沖縄県に、在日米軍専用施設の７４％が集中している。米軍機の墜落事故や繰り返し発生する米兵の女性に対する暴行事件など、沖縄県民は米軍の存在に苦しめられ続けている。沖縄県は第２次世界大戦において本土防衛のための捨て石とされ、総人口の５分の１に当たる１２万人の沖縄県民が地上戦で犠牲となり、戦争終結後も１９７２年（昭和４７年）の本土復帰までの約２７年間、米軍の軍政下に置かれてきたことを考え合わせれば、これ以上の犠牲を沖縄県民に押し付けることは許されない。

政府は、世界一危険な基地である普天間基地の返還の代替地として、辺野古に新基地建設を決めたが、２０１４年（平成２６年）の沖縄県知事選挙や衆議院選挙で、沖縄県民の新基地建設反対の声がはっきりと示されたにもかかわらず、その建設を強行しようとしていることは民主主義と地方自治を揺るがすゆゆしき事態であり、沖縄県民の怒りは頂点にある。

普天間基地は元々、米軍が住民の土地を銃剣とブルドーザーで一方的に取り上げてつくった歴史を持つ。それを無条件で返還するのは当然であり、これを今度はジュゴンやアオサンゴなど２６０種以上の絶滅危惧種を含む多様な海洋生物が生息する辺野古の海を埋め立て、貴重な環境を無残にも破壊してまで新基地を建設しなければならない道理はない。

翁長沖縄県知事が辺野古沿岸部の埋立て承認を取り消したことについて、政府は翁長知事に代わって取消処分を撤回するため、代執行に向けた訴えを起こした。行政不服審査法を濫用し、取消処分を執行停止にして、翁長知事の権限を奪い去ろうとしている。繰り返し示された沖縄県民の民意を踏みにじり、辺野古新基地建設を強行することは、民主主義と地方自治の重大な侵害と言わざるを得ない。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、地方自治を尊重し、辺野古新基地建設を強行しないよう求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２７年１２月　　日

吹　田　市　議　会